

大阪市立男女共同参画センター西部館
使用許可及び利用料金等にかかる要綱の特例に関する要綱

令和3年1月14日

- 一部改正：令和3年2月7日
- 一部改正：令和3年2月28日
- 一部改正：令和3年4月1日
- 一部改正：令和3年8月20日
- 一部改正：令和3年10月23日
- 一部改正：令和4年1月27日
- 一部改正：令和4年4月26日
- 一部改正：令和4年5月31日
- 一部改正：令和4年6月30日
- 一部改正：令和4年7月31日
- 一部改正：令和4年8月31日
- 一部改正：令和4年9月15日
- 一部改正：令和4年10月13日
- 一部改正：令和4年12月1日
- 一部改正：令和4年12月28日
- 一部改正：令和5年2月1日
- 一部改正：令和5年3月1日
- 一部改正：令和5年3月31日
- 一部改正：令和5年5月2日
- 一部改正：令和5年5月31日
- 一部改正：令和5年6月30日

第1条 大阪市立男女共同参画センター西部館 使用許可及び利用料金等にかかる要綱(以下「使用許可等要綱」という。)第6条第1項第1号ア中、「申請日の14日後の日」とあるのは、「施設を使用する日」と読み替える。

第2条 前条の規定は、施行の日から令和5年7月29日までの間に行われる使用許可等要綱第2条第3項第3号の場合における使用許可の申請であって、令和5年10月29日までの使用にかかるものに適用する。

附 則 この要綱は、令和3年1月14日から施行する。

附 則 この要綱は、令和3年2月7日から施行する。

(一部改正：第4条中「令和3年2月7日まで」を「令和3年3月7日まで」に

改めるもの)

- 附 則 この要綱は、令和 3 年 2 月 28 日から施行する。
(一部改正：第 4 条中「令和 3 年 3 月 7 日まで」を「令和 3 年 2 月 28 日まで」に改めるもの)
- 附 則 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
(一部改正：第 2 条及び第 4 条中「令和 3 年 2 月 28 日まで」を「令和 3 年 10 月 31 日まで」に改めるもの)
- 附 則 この要綱は、令和 3 年 8 月 20 日から施行する。
(一部改正：第 2 条及び第 4 条中「令和 3 年 10 月 31 日まで」を「令和 3 年 12 月 28 日まで」に改めるもの)
- 附 則 この要綱は、令和 3 年 10 月 23 日から施行する。
(一部改正：第 2 条及び第 4 条中「令和 3 年 12 月 28 日まで」を「令和 4 年 2 月 28 日まで」に改めるもの)
- 附 則 この要綱は、令和 4 年 1 月 27 日から施行する。
(一部改正：第 2 条及び第 4 条中「令和 4 年 2 月 28 日まで」を「令和 4 年 6 月 30 日まで」に改めるもの)
- 附 則 この要綱は、令和 4 年 4 月 26 日から施行する。
(一部改正：第 2 条及び第 4 条中「令和 4 年 6 月 30 日まで」を「令和 4 年 8 月 31 日まで」に改めるもの)
- 附 則 この要綱は、令和 4 年 5 月 31 日から施行する。
(一部改正：第 2 条及び第 4 条中「令和 4 年 8 月 31 日まで」を「令和 4 年 9 月 30 日まで」に改めるもの)
- 附 則 この要綱は、令和 4 年 6 月 30 日から施行する。
(一部改正：第 2 条及び第 4 条中「令和 4 年 9 月 30 日まで」を「令和 4 年 10 月 31 日まで」に改めるもの)
- 附 則 この要綱は、令和 4 年 7 月 31 日から施行する。
(一部改正：第 2 条及び第 4 条中「令和 4 年 10 月 31 日まで」を「令和 4 年 11 月 30 日まで」に改めるもの)
- 附 則 この要綱は、令和 4 年 8 月 31 日から施行する。
(一部改正：第 2 条及び第 4 条中「令和 4 年 11 月 30 日まで」を「令和 4 年 12

月 28 日まで」に改めるもの)

附 則 この要綱は、令和 4 年 9 月 15 日から施行する。

(一部改正：第 2 条及び第 4 条中「令和 4 年 12 月 28 日まで」を「令和 5 年 1 月 29 日まで」に改めるもの)

附 則 この要綱は、令和 4 年 10 月 13 日から施行する。

(一部改正：第 2 条及び第 4 条中「令和 5 年 1 月 29 日まで」を「令和 5 年 2 月 28 日まで」に改めるもの)

附 則 この要綱は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。

(一部改正：第 2 条及び第 4 条中「令和 5 年 2 月 28 日まで」を「令和 5 年 3 月 31 日まで」に改めるもの)

附 則 この要綱は、令和 4 年 12 月 28 日から施行する。

(一部改正：第 2 条中「令和 5 年 1 月 4 日まで」を「令和 5 年 1 月 31 日まで」に、「令和 5 年 3 月 31 日まで」を「令和 5 年 4 月 30 日まで」及び第 4 条中「令和 5 年 3 月 31 日まで」を「令和 5 年 1 月 31 日まで」に改めるもの)

附 則 この要綱は、令和 5 年 2 月 1 日から施行する。

(一部改正：第 2 条中「令和 5 年 1 月 31 日まで」を「令和 5 年 2 月 28 日まで」に、「令和 5 年 4 月 30 日まで」を「令和 5 年 5 月 28 日まで」に、及び第 4 条中「令和 5 年 1 月 31 日まで」を「令和 5 年 2 月 28 日まで」に改めるもの)

附 則 この要綱は、令和 5 年 3 月 1 日から施行する。

(一部改正：第 2 条中「令和 5 年 2 月 28 日まで」を「令和 5 年 3 月 31 日まで」に、「令和 5 年 5 月 28 日まで」を「令和 5 年 6 月 30 日まで」に、及び第 4 条中「令和 5 年 2 月 28 日まで」を「令和 5 年 5 月 7 日まで」に改めるもの)

附 則 この要綱は、令和 5 年 3 月 31 日から施行する。

(一部改正：第 2 条中「令和 5 年 3 月 31 日まで」を「令和 5 年 4 月 30 日まで」に、「令和 5 年 6 月 30 日まで」を「令和 5 年 7 月 30 日まで」に改めるもの)

附 則 この要綱は、令和 5 年 5 月 2 日から施行する。

(一部改正：第 2 条中「令和 5 年 4 月 30 日まで」を「令和 5 年 5 月 31 日まで」に、「令和 5 年 7 月 30 日まで」を「令和 5 年 8 月 31 日まで」に改めるもの)

附 則 この要綱は、令和 5 年 5 月 31 日から施行する。

(一部改正：第 2 条中「令和 5 年 5 月 31 日まで」を「令和 5 年 6 月 30 日まで」に、「令和 5 年 8 月 31 日まで」を「令和 5 年 9 月 30 日まで」に改め、第 3 条、

第4条を削除するもの)

附 則 この要綱は、令和5年6月30日から施行する。

(一部改正：第2条中「令和5年6月30日まで」を「令和5年7月29日まで」
に、「令和5年9月30日まで」を「令和5年10月29日まで」に改めるもの)